

## ◎障害者の雇用の促進等に関する法律 の一部を改正する法律

(平成二五年六月一九日法律第四六号)

### 一、提案理由(平成二五年五月二三日・参議院厚生労働委 員会)

○国務大臣(田村憲久君) ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国は、障害者の権利に関する条約を平成十九年に署名しており、同条約の批准に向け、法整備を進める必要があります。また、精神障害者の雇用の状況を見ると、企業で雇用されている精神障害者の数が増加し、その職域も広がりを見せているため、精神障害者を障害者雇用率の算定基礎に加えることが求められております。

こうした状況を踏まえ、障害者雇用施策の充実強化を図り、働く意欲及び能力のある障害者の雇を一層促進するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、事業主は、労働者の募集、採用、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について、障害者に対する差別を禁止するとともに、障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならないこととしております。また、厚生労働大臣は、これらに関して指針を定めることとしております。

第二に、事業主は、障害者に対する差別等について障害者から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決に努めることとするほか、都道府県労働局において調停等を行うこととしております。

第三に、現行の障害者雇用率は身体障害者及び知的障害者を対象として設定しておりますが、精神障害者の雇用の状況等に鑑み、その対象に精神障害者を加えて設定することとし、事業主は、その雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数が障害者雇用率以上であるようにしなければならないこととしております。

最後に、この法律案の施行期日については平成三十年四月一日としておりますが、障害者に対する差別的禁止等に関する部分は平成二十八年四月一日、一部の規定については公布の日としております。

……(略)……  
以上が二法案の趣旨でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

以上でございます。

## 二、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年六月五日)

○武内則男君 たいいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、雇用分野における障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業主による障害の特性に配慮した必要な措置等を定

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

め、あわせて、障害者の雇用に関する状況に鑑み、現行の障害者雇率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講じようとするものであります。

……(略)……  
委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、事業主に義務付けられる合理的配慮の考え方、精神障害者の雇用義務化の施行時期の在り方、医療保護入院における家族等の同意要件の是非、精神障害者の代弁者の仕組みを設けなかった理由等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局しましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、施行期日を平成三十年四月一日から平成二十六年四月一日に改める等の修正案が提出されました。

……(略)……  
次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の修正案に賛成し、原案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に

反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

……………(略)……………

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年五月三〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の目的を十分に考慮し、障害者に対する差別的禁止及び合理的配慮の提供が、募集、採用、就労のいずれの段階においても早期に実現し、障害者雇用の一層の促進が図られるよう、当事者である障害者の意向を最大限に考慮しながら、具体的施策の取組を進めていくこと。

二、合理的配慮義務の適用が猶予される「過重な負担」の基準設定については、その水準が本法の趣旨を不当に歪めること

のない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、障害者団体を含む四者による労働政策審議会の協議を通じて指針を定めること。その際、合理的配慮の提供に対する財政的支援措置の在り方についても併せて検討すること。

三、障害者に対する雇用上の差別禁止規定に違反する個々の案件に対する私法上の効果については、民法上の規定に則って個々の案件ごとに判断されることから、その適切な周知を図ること。

四、公務部門における差別禁止と合理的配慮義務の遵守については、本法で適用が除外されている規定についての法令上の措置を確保するとともに、本法の目的を率先して実現し、障害者雇用の促進に寄与していく観点から、必要な財政上の措置に関する検討を含め、積極的な対策を講ずること。

五、障害者に対する差別的禁止及び合理的配慮の提供義務に関する紛争については、まずその自主的解決が促進されるよう具体的な施策を講ずることとし、その上で、都道府県労働局長による助言、指導又は勧告、及び紛争調整委員会による調停が実効性あるものとなるよう、必要な対策を講ずること。

六、労働者派遣契約の下での障害者の差別的禁止及び合理的配慮の提供義務については、現行の労働者派遣法に基づき適正な対応が図られるよう周知徹底を図ることとし、必要に応じ

て、具体的な措置を講ずるよう検討すること。  
右決議する。

### 三、衆議院厚生労働委員長報告(平成二五年六月一三日)

○松本純君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、障害者である労働者が障害により差別されることなく、かつ、その有する能力を有効に発揮することができる雇用環境を整備する見地から、障害者に対する差別を禁止する等の措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等障害者の雇用施策の充実強化を図ろうとするものであります。

.....(略).....

両案は、参議院先議に係るもので、去る六月五日日本委員会に付託され、同日、田村厚生労働大臣から提案理由の説明を、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について武内参議院厚生労働委員長から参議院における修正部分の趣旨説明を、それぞれ聴取しました。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

七日から質疑に入り、十一日には参考人の意見を聴取し、昨十二日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、討論を行い、まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

.....(略).....  
以上、御報告申し上げます。